

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存								
共	00	00	10	31	5年			
宮	本	科	第	4	4	1	号	
宮	本	鑑	第	7	4	9	号	
宮	本	刑	総	第	6	9	3	号
令和元年5月28日								
宮城県警察本部長								

DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）

DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について（通達）」（平成22年10月28日付け宮本科第836号ほか）等に基づき統一的に運用してきたところであるが、この度、別添DNA型鑑定の運用に関する指針を改正し、運用することとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

DNA型鑑定の運用に関する指針

1 目的

この指針は、宮城県警察科学捜査研究所(以下「科捜研」という。)が行うDNA(Deoxyribonucleic acid(デオキシリボ核酸))型鑑定に関し、必要な事項を定め、もってDNA型鑑定の適正な運用を図ることを目的とする。

2 DNA型鑑定の意義及び活用の目的

(1) 意義

DNA型鑑定は、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNAの塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

なお、この鑑定は、遺伝病等の特定の遺伝形質の有無やその内容を分析するものではなく、また、そのようなことが可能な鑑定法ではないことをよく理解しておかなければならない。

(2) 活用の目的

DNA型鑑定は、5-1)に規定する資料からの被疑者の特定、被疑者でない者の捜査対象からの除外等の個人の識別に活用するものとする。

3 鑑定員

DNA型鑑定は、科学警察研究所の法科学研修所において所要の研修課程を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技能を修得したと認められる者に対し、科学警察研究所長が交付するDNA型鑑定資格認定書を有する鑑定技術職員が行うものとする。

4 検査施設、鑑定方法等

DNA型鑑定に係る検査は、DNA型検査専用施設等において、科学警察研究所長が別に定める鑑定方法、検査機器及び検査試薬を用いて行わなければならない。

5 鑑定資料の種類等

(1) 鑑定資料の種類

DNA型鑑定の対象となる資料(以下「資料」という。)で、その主なものは次のとおりである。

ア 血液(イに掲げる血液を除く。)・血痕、精液・精液斑、精液及び^{ちっ}腔液等の混合液・混合斑、唾液・^{しよ}唾液斑、毛根^{しよ}鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片

イ 被疑者、被害者等から提出を受けた口腔内細胞及び被疑者の身体から採取した血液

(2) 資料取扱上の留意事項

ア 採取時等の留意事項

資料の採取等に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。また、採取状

況及び採取経過を明らかにするなど証拠の証明力の確保に努めるとともに資料を取り扱う際には、資料の汚染防止、他の資料との接触及び混同等の防止に十分配慮すること。

(ア) 血痕、精液斑等は、可能な限り、付着したままの状態^{りん}で採取すること。ただし、これにより難しい場合で、乾燥して血粉状又は鱗片状を呈するなど剥離可能なときは剥がし取り、その他の場合は、蒸留水又は生理的食塩水で湿らせた、ガーゼ片、綿糸等に転写するなどして採取すること。

(イ) 未乾燥の血液又は流動性を有する血液（前記(1)－イの血液を除く。）、精液等は、注射筒等を用いて資料を容器に入れて採取すること。

(ウ) 死体の心臓血及び筋、臓器（心臓、肝臓、腎臓等をいう。）等の組織片については、損壊していないものを採取するよう努めること。

(エ) 毛根鞘^{しよ}が付いている毛髪は、一本ごとに個別に採取し、適切な容器等に入れるなどして毛根鞘^{しよ}の脱落防止を図ること。

(オ) 血痕を検索する際に使用するルミノール試薬、精液斑を検索する際に使用するSMテスト試薬等の噴霧は、必要最小限にとどめること。

(カ) 資料として被疑者、被害者等から口腔内細胞の提出を受け、又は被疑者から血液を採取する場合には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）等の定めに従い適切に行うこと。

なお、資料の採取に当たっては、鑑定に必要な量を採取するものとする。

(キ) 採取等した資料は、鑑定囑託されるまでの間、資料の変質防止等に努めるとともに、他の資料との接触及び混同を防止するため、採取等年月日、事件名、資料名等を記載したラベルを貼付するなどして個別の容器に収納保存すること。

イ 現場資料の鑑定及び鑑定後の留意事項

(ア) 鑑定は、なるべく資料の一部を使用して行うこととし、当該資料の残余又は鑑定後に生じた試料（科捜研において鑑定に使用するため資料から採取等して分離した物をいう。以下同じ。）の残余は、再鑑定に配慮し、保存すること。この際、冷凍庫や超低温槽の活用を図ること。

なお、残余資料の再鑑定のための保存に関し、必要な事項は、刑事部長が別に定める。

(イ) 資料の残余又は試料の残余は、他の資料又は試料との接触及び混同を防止するため、個別の容器、袋等に収納保存すること。

なお、保存容器は凍結破損しないものを使用すること。

(ウ) 資料の残余又は試料の残余の保存に当たっては、資料の残余にあっては採取・保存年月日、事件名、押収した際の資料名等を、試料の残余にあっては資料の残余の表記に加えて資料の残余との同一性を明らかにする事項を記載したラベルを貼付するなどして分類保存するとともに、別に定める保存簿冊を備え付け、保存の状態を明らかにしておくこと。

(エ) 被疑者、被害者等から任意提出を受けた口腔内細胞の残余については、任意提出書の提出者処分意見欄の記載に従って措置することとなるが、警察の処分に委ねられている場合は、これを廃棄すること。

(オ) 鑑定処分許可状等により被疑者の身体から採取した血液の残余については、廃棄すること。

6 鑑定書等の取扱い及び保管

鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記録されている書類については、刑訴法等の定めに従い適切に取り扱うとともに、将来の公判等に備えて適切に保管しなければならない。